

平成28年第1回尾張旭市都市計画審議会

- 1 開催日時
平成28年3月7日（月）
開会 午後 2時00分
閉会 午後 3時00分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎3階 講堂1
- 3 出席委員
佐藤 勝美、水野 覚、大塚 俊幸、
芦原 美佳子、岩橋 盛文、大島 もえ、まつだ まさる、松原 たかし、
青山 邦明、宇野 恵子、長谷川 裕子 11名
- 4 欠席委員
岡本 耕平、川口 憲生 2名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
都市整備部長 長江 均、都市整備部技監 鈴木 昌尚、
都市計画課長 出口 哲朗、都市整備課長 谷口 正喜、
都市整備課長補佐 水野 数哉、都市整備課公園緑地係主事 入山 由希子、
都市計画課長補佐 伊藤 秀記、都市計画課計画係長 永尾 幸市、
都市計画課計画係技師 青山 和嵩
- 7 議題等
審議事項
第1号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）について
その他
都市計画道路網の見直し検討結果について
- 8 会議の要旨

都市計画課長	<p>本日は、何かとご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます都市計画課長の出口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。早速ではございますが、ただいまから、「平成28年第1回尾張旭市都市計画審議会」を開催させていただきます。</p> <p>本日の審議事項は「名古屋都市計画生産緑地地区の変更について」の1件となっています。また、その他としまして、昨年度、本市の都市計画道路について、未整備区間の整備必要性などについて将来交通量推計をもとに、検討いたしました「都市計画道路網の見直し検討結果」について報告させていただきます。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして、新たに委員になられました方を紹介させていただきます。</p> <p>まず、学識経験者として選出の服部委員が、昨年5月、</p>
--------	--

尾張旭市商工会長の職を退かれましたので、後任の商工会長に新たに都市計画審議会の委員をお願いしております。ご紹介いたします。

(佐藤勝美委員挨拶)

ありがとうございました。

続いて、昨年4月の市議会議員の任期満了に伴いまして、平成27年5月19日付けで議会選出の委員5名のうち4名の方が、新たに委員として就任されましたので、ご紹介をさせていただきたいと思います。

(芦原美佳子委員挨拶)

(岩橋盛文委員挨拶)

(まつだまさる委員挨拶)

(松原たかし委員挨拶)

ありがとうございました。

本日は、委員13名のうち11名の方が出席され、尾張旭市都市計画審議会条例第7条第2項に規定する過半数の出席を得ております。これにより会議は有効に成立しておりますのでご報告いたします。

なお、本日出席の委員の皆さま、そして事務局職員につきましては、お手元の名簿のとおりでございますので、失礼ながら、これをもって紹介に代えさせていただきます。

以上の出席者により、本日の審議会を進めてまいりますので、なにとぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきます。進行につきましては、本来、会長が議長として議事を進行していくこととなりますが、会長が不在のため、会長が決定するまでの間、職務代理者である水野様をお願いしたいと存じます。よろしく願いします。

職務代理者	<p>それでは、会長が選任されるまでの間、議事の進行をさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それではまず、会議次第の2、「会長の選任」です。</p> <p>審議会の会長は、尾張旭市都市計画審議会条例で、「学識経験のある者につき、任命された委員のうちから選挙によって定める」とされており、その方法は同運営規程で「無記名投票」、または「委員に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる」と規定されております。</p> <p>つきましては、「無記名投票」と「指名推薦」の2とおりの方法がありますが、いかがいたしましょうか。</p>
松原たかし委員	<p>従来から指名推薦で行われているようですので、今回も指名推薦が適当ではないかと思えます。</p>
職務代理者	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>ご意見がなければ「指名推薦」ということでご異議</p>

	ございませつか。
委員全員	異議なし
職務代理者	ご異議もないようですつので、選挙の方法は「指名推薦」によることにいたします。それでは学識経験者として任命されています「佐藤委員」「大塚委員」そして私、「水野」の3名の中から指名をお願いいたします。
松原たかし委員	辞任されました前会長が、商工会長でありましたつので、新たに商工会長になられました佐藤勝美委員が適任と思います。
職務代理者	他にご意見はございませつか。 (意見なし) ご意見もないようですつので、ただいま会長に、との推薦がありました佐藤勝美委員を、会長に選任することとしてよろしいでしょうか。
委員全員	異議なし
職務代理者	ご異議もないようですつので、佐藤勝美委員を会長に選任することに決しました。さて、審議会の議長につきましては、尾張旭市都市計画審議会運営規程第5条第1項において、「会長をもってあてる」としておりますつので、以後の会議の議事進行につきましては、会長にお願いします。
議長	ただいま皆様から、会長に推薦をいただきました佐藤でございます。何分にも、不慣れでございますつので、皆様方のご協力が必要かと思ついますつのでよろしくお願ひいたします。着座で失礼させていただきます。 事務局から説明がありましたように、審議会の議長につきましては、会長が行うということですので、以後の進行は私の方で行わせていただきます。 それでは、会議次第に従い、進めさせていただきます。会議次第の3、議事録署名者の指名に移りたいと思ついます。 事務局から説明願ひます。
都市計画課長	それでは、会議次第の3、「議事録署名者の指名」について、ご説明させていただきます。 議事録につきましては、尾張旭市都市計画審議会運営規程により、議長及び議長が指名した委員2名が署名することになっております。 このため、議長から2名の署名者の指名をお願いいたします。説明は以上でございます。
議長	ただいま事務局から説明がありましたように、私から2名の議事録署名者を指名させていただきます。 本日の議事録署名者には、岩橋委員と、長谷川委員のお二方を指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。それでは会議次第の4、審議事項に入らせていただき

ます。

第1号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）について」事務局から説明願います。

都市整備課長補佐

それでは「第1号議案」についてご説明させていただきます。

資料の「第1号議案、名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）」について、をご覧ください。表題の次にございます、「都市計画法第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により、名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）を行うものとする」とありますが、これは市決定の都市計画を変更するときは、新たに都市計画決定をするときと同じように、本都市計画審議会に諮ってこれを行うということが書かれています。

次にページをおめくりください。1ページになります。

表題中にある生産緑地地区とは何かということですが、生産緑地地区とは、市街化区域内の農地等の農業生産活動に着目して、公害又は災害の防止など良好な生活環境づくりの観点から農地を保全し、良好な都市環境の形成を図ろうとするものです。生産緑地法にその要件が定められています。

生産緑地地区として指定を受けますと、固定資産税が優遇されるなど、地権者にメリットがありますが、反面、農地の保全が義務付けられ、その除外も一定の要件を満たさないとそれができないものであります。

今回は、その生産緑地地区の一部除外にともなう、都市計画生産緑地地区の変更を行おうとするもので、変更後の指定面積を表のように、約5.1haとしようとするものです。

それでは、変更の内容についてご説明いたします。

上から2行目に、「都市計画生産緑地地区を、次のように変更する」として、表に面積約5.1haとあり、その下に変更理由を記載してございます。

読み上げさせていただきます。「市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定しているが、同法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものである。」としてございます。

1枚おめくりください。2ページから4ページになりますがこの資料は「生産緑地地区構成筆一覽表」で変更後のものがございます。

今回変更となる箇所は3ページになります。3ページの表の上から2行目、横線で削除してある箇所と、表の下から5行目の横線で削除してある箇所となります。

次に5ページをご覧ください「生産緑地地区の変更理由書」となっております。

冒頭にその定義や指定要件などがあり、4で生産緑地地区の都市計画変更の主な理由がいくつか列記してございます。この理由のなかで、今回の例は①の「買取の申出があった場合に、その所有権移転がなかった場合」に該当します。なお、この買取申出というのは生産緑地の指定を受けた地権者がいつでも申し出ることができるというわけではなく、中段下の大きなカッコ書きの中にありますように、生産緑地地区に指定されてから30年を経過した場合、若しくは、農林漁業の主たる従事者の死亡、又は従事することを不可能とさせるような故障、例えば病気などを有することになった場合に限られます。

今回の理由は、2団地とも、主たる農業従事者が死亡されたことによるものです。

なお、その手続きとしましては、市へ買取申出書が提出され、市の関係課および愛知県へ買取の照会をおこないましたが、両者とも買取り希望はなく、また、尾張旭市農業委員会にも買取りのあっせんを行いました。不成立でありましたので、生産緑地法で定める手続きに従い、生産緑地地区内における行為の制限の解除を行いました。

変更の内容は、5で今回の都市計画変更の理由と内容として表にありますように除外面積で1,873㎡、団地数で2団地の除外であります。

次に資料の6ページの変更状況調書をご覧ください。表が2つありますが、上段の表の「生産緑地地区の一団数及び面積」をご覧ください。

現在、本市の生産緑地地区につきましては、表の「変更前」にありますとおり一団数が48団地、面積約5.3haを指定しているところでございます。

これが今回の変更によりまして、一団数が2団地減少、面積として約0.2haの減少となり表の「変更後」のとおり、46団地、面積約5.1haとなるものでございます。

下の表の「箇所別調書」をご覧ください。変更の説明になります。

先ほど説明させていただきました「変更理由」のとおり、一団番号5-7、除外面積1,239㎡、理由番号4-①で主たる農業従事者が死亡されたことによるものであります。

また、一団番号6-8、除外面積634㎡につきましても、理由番号4-①で主たる農業従事者が死亡されたことによるものであります。

次に、1ページ飛んで、資料の8ページからをご覧ください。折り込んであるA3サイズの総括図および計画図です。8ページの総括図は市全体の生産緑地地区を図示したものであり、黄色で着色して、丸で囲んである2箇所が、今回、除外する生産緑地地区でございます。

9ページと10ページの計画図は詳細な位置を図示したものであります。まず、9ページの黄色で着色してあります箇所、一団番号5-7、除外面積は1,239㎡、所在地は名鉄瀬戸線旭前駅の北側となる、旭前町地内でございます。

次に、10ページの黄色で着色してあります箇所、一団番号6-8、除外面積は634㎡、所在地は県道名古屋瀬戸線の南側となる、北山町地内でございます。以上が、今回変更の対象となる2箇所の生産緑地地区でございます。

最後に図面の前の7ページにお戻りください。都市計画の策定経緯の概要をご覧ください。この生産緑地地区についての都市計画策定の経緯と今後の予定でございますが、愛知県との協議につきましては、平成27年12月28日に意見のない旨の協議結果を得てございます。

都市計画法第17条に基づく公告、縦覧につきましては、変更案縦覧の公告を平成28年2月15日に行いました。この案の縦覧を2月15日から2月29日までの2週間行いましたが、縦覧者や意見書の提出はございませんでした。

また、本日の都市計画審議会の議を経て、答申をいただき、平成28年5月上旬に市の告示を予定しています。

以上、簡単ではございますが、第1号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）」についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議 長	<p>ただいま説明がありました第1号議案について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(意見、質問等なし)</p> <p>それでは採決を行います。</p> <p>第1号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(委員の挙手)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>第1号議案については、原案のとおり可決することに決しました。</p>
-----	---

次に会議次第の5「その他」について、事務局からお願いいたします。

都市計画課計画係長

それでは、都市計画道路網見直し検討結果の報告について説明させていただきます。

お手元に「都市計画道路網見直し検討結果報告」という資料お配りしております。そちらの資料と合わせまして、前の画面でパワーポイントを用いて説明させていただきます。

1、検討の目的ですが、社会経済情勢の変化に合わせ、市全体の都市計画道路網を広域的な観点から、将来交通需要を考慮し、都市計画道路の整備の必要性、路線の廃止、変更、新設を検討しました。

その前提として2、交通量の推計を行っております。

交通量の推計に当たっては、中京都市圏パーソントリップ調査を使用しています。

パーソントリップ調査とは、「人の動き」を交通行動の起点、終点、目的、利用手段、行動時間帯など1日の交通データを調査したものです。

図にありますように、例えば、自宅から乗用車に乗って尾張旭駅まで行き、名鉄瀬戸線に乗って栄町駅で降りて徒歩で会社に行く。このように目的地まで、どのような手段を用いたかということ进行调查したものです。

今回の検討では、このうち自動車での移動データをもとに検討しています。

次に、自動車交通量の変化についてです。

中京パーソントリップ調査では、中京都市圏の長期的な将来像を設定するための期間を、平成23年から概ね20年後の平成47年に設定しています。また、中間期を平成37年に設定しています。

今回の見直しでは、調査で示された尾張旭市及び近隣自治体の平成37年、平成47年の交通量を分析し、将来推計に使用する交通量の年次として検討しています。

図では、黄緑の枠の中が尾張旭市、東が瀬戸市、南が長久手市、北が名古屋市守山区の志段味地区です。

①の図は、平成23年度から平成37年度の変化。

②の図は、平成23年度から平成47年度の変化。

③の図は、平成37年度から平成47年度の変化を示しています。

凡例をご覧ください。一番上、最も赤が濃い部分は、60%以上交通量が増加する地区です。

赤色が濃いほど、交通量の増加が高くなり、白色は、ほとんど増加がない地区です。

また、一番下、薄い青色は、0～5%減少する地区を表

しています。

①の図、平成23年度から平成37年度の変化をみますと、尾張旭市の北側の守山区志段味や南側の長久手市では60%以上増加していることがわかります。

次に②の図、平成23年度から平成47年度の変化では、瀬戸市で全体が減少しています。

また、③の図では、平成37年から47年の変化を示していますが、ほとんどの地区で減少しています。

いずれの図からもわかるように、平成37年をピークに交通量は、緩やかに減少しています。これは、人口減少などが起因していると思われます。

そうした結果、今回の検討では、将来交通量がピークとなる平成37年度の予測交通量を使用しています。

続いて、今回の見直しに際しての都市計画道路及び検討路線について説明します。

凡例をご覧ください。既に整備されている路線は、現況都市計画道路として黒色の実線で示しています。

市内の都市計画道路の状況は、都市計画決定延長が46.9kmです。そのうち、整備済みが、31.5kmで整備率は、67%となっています。

もう一度、凡例をご覧ください。青、赤、紫、緑の点線が今回の検討対象路線です。

青色の点線が事業化路線です。現在、事業着手している路線です。③霞ヶ丘線と⑪北原山地区路線です。

次に、凡例の赤色の点線は、未着手都市計画道路です。こちらは、都市計画決定されいながら未整備の路線です。図面では、⑦玉野川森林公園線、⑧瀬戸環状西部線、⑨第三環状線、この3路線については現道がありますが、将来拡幅や線形変更が計画されています。

⑩平子線については未整備箇所が2箇所あります。

続いて、②稲葉線立体交差化、こちらは市役所のすぐ東側の道路ですが、名鉄瀬戸線を立体交差する区間だけが未整備となっています。現在は、踏切のある平面交差となっています。

それから、④霞ヶ丘南線です。先ほどの霞ヶ丘線と瀬戸街道を結ぶ道路になりますが、現在道路がありません。

次に、凡例の紫色の点線は、都市マス構想路線です。都市計画マスタープランの将来構想路線です。

図面の①平子町南北路線、⑤南栄町南北路線、⑭南原山南北路線です。

次に、凡例の緑色の点線は、構想路線です。こちらは、都市計画マスタープラン見直し前にあった将来構想路線や現状から検討を必要とする路線を抽出した路線となっ

ています。⑥南栄町東西路線、⑫の三郷南北路線、⑬西大道三郷路線です。

検討対象路線は、この14路線となります。このうち、⑦玉野川森林公園線、⑧瀬戸環状西部線、⑨第三環状線は、都市計画マスタープランの上位計画である名古屋都市計画区域マスタープランなどに位置付けられていることから整備を前提とし、今回の検討路線から除外し、残りの11路線を検討対象とします。

次に、交通シミュレーションです。

平成37年度の交通量を現況都市計画道路と検討路線である14路線を含めて5つのケースでシミュレーションを行い検討路線の必要性について検証しました。

1つ目のケース1は、現況道路すなわち、現在ある路線だけとなります。図面の黒線です。現在の交通量と将来交通量の違いを表すためのシミュレーションです。

2つ目のケース2は、現況道路と事業化路線を含む道路網です。近い将来の道路網ということになります。

3つ目のケース3は、既定都市計画道路網です。現在、都市計画として決定している全ての道路を整備したケースです。

4つ目のケース4は、既定都市計画道路と構想路線です。図面で示した14路線全て整備したケースです。

5つ目のケース5は、現況道路と事業化路線、そして構想路線を整備したケースです。現在、未整備の都市計画道路は整備しないで、構想路線を整備したケースです。

以上の5つケースをシミュレーションし、未整備道路の必要性と構想路線の整備効果の検証をしました。

シミュレーションの状況について、お話をする前に現況道路の交通量、現在の交通状況について説明します。

まずは、図の見方です。図の色のついた線ですが、市内の主要な道路を模式的に表しています。

上側の凡例をご覧ください。これは交通量を示すもので、線の太さで交通量を表しています。一番太い線で3万台前後となっております。

下側の凡例をご覧ください。こちらは混雑度を示すもので、色によって混雑度を表しています。混雑度とは、その道路で、1日に車が通行可能な量に対して、1日に通行しようとする交通量によって表されます。つまり、1日に1万台通れる道路に1万3千台通ろうとすると混雑度は、1.3となり黄色の線になります。通行可能な量に対して通行しようとする車が多ければ混雑度は増えていきます。

青色は、混雑なく円滑な交通が可能な区間、緑色は、1日のうち、朝夕に混雑があり若干の渋滞が発生する区間、

そして、黄色、赤色と混雑、渋滞する時間帯が長くなります。

図面上で、赤く囲っている箇所、黄色、緑色の線が、混雑のある箇所になります。

図面でもわかりますように、名鉄瀬戸線との交差道路や名古屋瀬戸線が混雑している箇所となっています。そして、図面の下、晴丘交差点が緑色となっています。

こちらが尾張旭市内の現在の交通状況です。

次に、ケース1ですが、こちらは現在の道路状況のまま、平成37年の将来交通をシミュレーションしたものです。

先ほどと比べ、赤く囲った箇所で緑色、黄色が増えました。特に、名古屋瀬戸線と南北道路が交差する箇所で、混雑度が増えています。

印場駅付近、平子線のアンダーパス、尾張旭駅付近、三郷駅付近、そして稲葉線については、晴丘交差点について、さらに混雑が大きくなります。

ケース2からケース5までについても平成37年の交通量を用いて、各路線を追加しながらシミュレーションしました。

お手元の資料では、7ページから10ページにありますが今回の説明では省略させていただきます。これにより、整備が必要な路線、廃止検討の路線などが浮かび上がってきます。11ページの課題箇所への交通の影響が検証結果となります。

ケース1から5についてのシミュレーションから計画路線や構想路線を整備することによって、課題箇所へどのような交通の影響を及ぼすかをまとめたものです。

表の縦軸が今回の検討対象路線、横軸が課題箇所を示しており、9箇所が課題の箇所となっています。

表の一番上の行、霞ヶ丘線をご覧ください。表の左側、印場駅西交差点から平子線アンダーパスまで二重丸となっています。こちらが「混雑が解消する」また、尾張旭駅周辺の2箇所では丸で「混雑が緩和する」となります。

市の西側の霞ヶ丘線の整備によって、尾張旭駅周辺にまで影響を及ぼすことが分かります。また、一段下、北原山地区路線については、尾張旭駅周辺では、「混雑が解消する」「混雑が緩和する」となります。

一方、三郷交差点においては南北方向では混雑が緩和されますが、東西方向では混雑が増加します。そして、尾張旭12号踏切では「混雑が緩和する」、となり、井田町交差点では逆に「混雑が悪化する」となります。

このように、各路線をみていきますと、構想路線の③南栄町南北路線をご覧ください。

晴丘交差点について「混雑が解消する」となり、整備効果が大きいことが分かります。

まとめますと、市内の課題箇所に対して、整備効果が大きい路線としては、霞ヶ丘線、北原山地区路線、構想路線の南栄町南北路線となります。

課題箇所に対して、効果の大きい霞ヶ丘線、北原山地区路線、南栄町南北路線の整備後をシミュレーションした結果です。若干、緑色が残るものの全体的に混雑は緩和されています。まずは、この段階の整備を目指していく必要があります。

最後になりますが、検討路線の整備方針について説明します。

これまで5つのケースで平成37年の将来交通についてシミュレーションし、市内の交通上の課題に対して、どの検討路線が効果的であるか検討してきましたが、各路線について今後の方針をまとめました。

凡例をご覧ください。青色の点線が上位計画路線です。こちらは、現在、上位計画に位置付けられていることから整備を目指す路線です。

図面では、⑦玉野川森林公園線、⑧瀬戸環状西部線、⑨第三環状線です。これらの路線につきましては先ほども述べましたように、上位計画路線として、整備を前提としております。

凡例の黄色い点線は整備路線です。上位計画路線よりも早い段階での整備を目指す路線で、③霞ヶ丘線、⑤南栄町南北路線、⑪北原山地区路線です。

次に凡例の緑色の点線は引き続き検討する路線です。先ほどの整備路線や上位計画路線の整備を優先しますが、地域のまちづくりや将来の交通の変化によっては必要な路線として引き続き検討する路線として位置付けています。

図面の①平子町南北路線、②稲葉線立体交差化、⑥南栄町東西路線、⑫三郷南北路線、⑬西大道三郷路線、⑭南原山南北路線です。

次に凡例の赤色の点線です。こちらは、廃止検討路線です。図面では、④霞ヶ丘南線、⑩平子線の稲葉線から東側の路線です。

④霞ヶ丘南線は、交通ネットワーク上における霞ヶ丘南線の整備効果が小さいこと、また、整備には名鉄瀬戸線の立体交差化が不可欠であり費用対効果が小さいことから廃止に向けて検討する路線として位置付けました。

ただし、接続する名古屋市側の都市計画道路が整備済であることから、都市計画の廃止には、名古屋市との調整が必要であり、存続させる可能性もあります。

		<p>次に⑩平子線の稲葉線から東側の路線です。整備後の交通量が少ないこと、また、瀬戸新居線で対応可能であることから、廃止に向け検討する路線として位置付けました。</p> <p>以上、14路線の説明になります。整備方針に基づいて各路線について、今後、検討して参ります。</p> <p>以上が、都市計画道路網見直し検討結果の報告についての説明です。</p>
議	長	<p>ただいま説明がありました都市計画道路網の見直し検討結果について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p>
	大塚俊幸委員	<p>平成47年を目標とした推計をするのに、その中間として平成37年を設定して、37年と47年の数値を出されているようですが、説明では37年をピークに交通量が減少に転じるとありましたが、実際にはピークが37年より前や後になる可能性もあるのではないのでしょうか。</p>
	都市計画課計画係長	<p>大塚委員がおっしゃられたように、現況と平成37年と平成47年の比較をしております。今回、平成37年と平成47年の数値を比較してその大きいほうを採ったという意味合いです。</p>
議	長	<p>その他にご意見、ご質問ありませんか。</p> <p>それでは、これで都市計画道路網の見直し検討結果について報告を終わります。</p> <p>他に事務局から何かありますか。</p>
	都市計画課長	<p>委員の皆様の任期につきましては、この3月の末日までとなっております。3月末日までに選任事務を行いますので、ご協力お願いします。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>それでは、これをもちまして、平成28年第1回尾張旭市都市計画審議会を閉会といたします。皆さん大変お疲れ様でした。</p>